

## 一般社団法人大阪府トライアスロン協会役員候補者選考規程

(趣旨)

第1条 この規程は、一般社団法人大阪府トライアスロン協会（以下「OPTA」という。）定款第23条に定める役員を選任にあたり、当該役員候補者の選考に関し必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この規程において「役員」とは、新たに就任する（任期満了により退任と同時に再選され就任する理事及び監事を除く。）OPTAの理事及び監事をいう。

(役員候補者選考委員会の設置)

第3条 役員候補者を選考するため、OPTA役員選考委員会（以下「委員会」という。）を設置する。

2 委員会は、OPTA会長、副会長、専務理事及び常務理事（以下「業務執行理事」という。）をもって構成する。

3 理事会は、役員改選を行う定時社員総会の3か月前を目途に委員会を発足させるものとする。

(委員会の職務)

第4条 委員会は、役員改選を行う定時社員総会に付議する議案を決定するOPTA理事会（以下「理事会」という。）までに、委員会の決定により選考した役員候補者を理事会に答申する。

(理事候補者推薦基準等)

第5条 理事候補者の推薦基準は、当該候補者が次のいずれにも該当するものとする。

- (1) OPTAの目的にそって組織を強化・発展させるよう実践できる者
- (2) OPTAの実情をよく知り、定められた会議に出席し、積極的に責務を遂行できる者
- (3) 概ね1年以上のOPTA専門委員会の活動歴があり、又はOPTA活動に積極的参画した経験を有する者
- (4) 業務執行理事及び理事それぞれ1名以上の推薦を受けた者

2 業務執行理事全員が認めた理事候補者については、前項各号に該当しなくても候補者となることができる。

3 業務執行理事及び理事が推薦できる理事候補者の数は、概ね1名とする。

(監事候補者推薦基準)

第6条 監事候補者の推薦基準は、当該候補者が学識経験、組織運営経験、法律の専門知識、会計の専門知識等を有した者とする。

(役員候補者の欠格事項)

第7条 前2条にかかわらず、暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第2条第6号に定める暴力団員（以下、単に「暴力団員」という。）又は暴力団員でなくなった日から5年を経過しない者若しくはその他の反社会的勢力に属する者は、役員候補者になることができない。

(役員候補者の決定等)

第8条 役員に立候補する者及び役員候補者を推薦する理事は、役員立候補届出兼推薦書(以下「立候補届」という。様式第1号)を作成し、委員会に提出する。

2 委員会は、前項の立候補届により審議し、役員候補者を決定し、OPTA 定款第22条に規定する定数の範囲内で役員候補者名簿(様式第2号)を作成する。

3 委員会は、前項の役員候補者名簿により理事会に答申する。

(議事録の作成)

第9条 委員会の議事録は、原則 OPTA 事務局が作成し、出席委員が記名押印し、OPTA 事務局に保管する。

(その他)

第10条 この規程に定めるもののほか役員候補者の選考については、委員会が別に定める。

附 則

この規程は、2019年3月23日より施行し、2019年1月1日から適用する。

別記様式第1号（第8条関係）

役員立候補届出兼推薦書

立候補者氏名	フリガナ		
住 所	〒		
電 話			
メールアドレス			
JTU 会員番号			
所属専門委員会		所属年数	年
資 格			

私は、暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第2条第6号に定める暴力団員又は暴力団員でなくなった日から5年を経過しない者若しくはその他の反社会的勢力に属する者ではありません。

立候補役職	1 理事		2 監事
推薦者名（業務執行理事）		推薦者（理事）	

役員立候補への抱負	※候補者本人が記入

役員候補者への推薦	※推薦理事が記入

別記様式第2号（第8条関係）

役員候補者名簿

#	役職名	氏名	任期	常勤・非常勤	報酬	法人以外の現職	備考
1	理事						
2	理事						
3	理事						
4	理事						
5	理事						
6	理事						
7	理事						
8	理事						
9	理事						
10	理事						
～	～						
30	理事						
1	監事						
2	監事						

《参考》

選考・選任・承諾フロー

